

名古屋市公報	令和 2年 4月22日 第50号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第80号)	3
告	示	
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第240号)	5
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について	(緑土・緑地管理課) (第241号)	7
○ 名古屋市上志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第242号)	8
○ 名古屋市公会堂等の臨時休館	(観光・文化振興室) (第243号)	9
○ 環境影響評価方法書に関する告示の一部改正	(環境・地域環境対策課) (第244号)	11
○ 公聴会の中止について	(環境・地域環境対策課) (第245号)	12
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第32号)	13
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第33号)	14
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催日の変更について	(第10号)	16
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第11号)	17
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局次長以下代決規程の一部改正	(第16号)	25
○ 名古屋市立病院条例施行規程の一部改正	(第17号)	26
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	27
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	28
正 誤		
○ 令和 2年 4月 8日付名古屋市公報第48号中の訂正について		32

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第80号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部に主幹（特定感染症等対策）を設置します。（第 9条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月14日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第32号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、健康福祉局健康部感染症対策室主査（特定感染症等対策）を 2名から 3名とします。（第 1条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月14日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第33号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対応のための体制の強化を図るため、保健所健康部に主幹（特定感染症等対策）を設置し、保健所健康部感染症対策室の主査（特定感染症等対策）を 2名から 3名とします。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月14日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 13 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第80号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表健康福祉局健康部の項中

「

医 務 指 導	1 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関する事	1
	2 局長の指定する保健事業の総括に関する事	

を

」

「

医 務 指 導	1 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関する事。	1
	2 局長の指定する保健事業の総括に関する事。	
特定感染症等対策	1 局長の指定する特定感染症等の対策に関する事。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。

名古屋市告示第240号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

小幡稲荷前団地建築協定

2 建築協定区域

名古屋市守山区小幡中二丁目512番 外

3 縦覧期間

令和2年4月13日から同年5月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

小幡稲荷前団地建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和 2 年 5 月 18 日（月） 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所西 B 1 会議室（名古屋市役所西庁舎地下 1 階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 241号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 4月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
記念館（中村公園）	名古屋市瑞穂区中山町 6丁目 3番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕
桐蔭茶席（中村公園）	

2 徴収を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 242 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2 項において準用する同法第21条第 6 項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において午前 8 時45分から午後 5 時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

令和 2 年 4 月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市上志段味特定土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市守山区大字上志段味字深田 800 番地
- 3 設立認可の年月日
平成 5 年 9 月 9 日
- 4 変更認可の年月日
令和 2 年 4 月15日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 243 号

名古屋市公会堂等の臨時休館

名古屋市公会堂条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第49号）第11条第2項、名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）第13条第2項、名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）第2条第2項、名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）第3条第2項、名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項、名古屋市民ギャラリー条例施行細則（平成6年名古屋市規則第51号）第3条第2項、名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成7年名古屋市規則第79号）第2条第2項、名古屋市音楽プラザ条例施行細則（平成8年名古屋市規則第80号）第2条第2項、名古屋市短歌会館条例施行細則（平成6年名古屋市規則第52号）第2条第2項、名古屋市東山荘条例施行細則（平成6年名古屋市規則第53号）第2条第2項及び名古屋能楽堂条例施行細則（平成8年名古屋市規則第122号）第3条第2項の規定により、次の施設を令和2年4月13日から同年5月10日までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和2年4月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市公会堂

名古屋市民会館

名古屋市芸術創造センター

名古屋市青少年文化センター

名古屋市文化小劇場

名古屋市民ギャラリー

名古屋市演劇練習館

名古屋市音楽プラザ

名古屋市短歌会館

名古屋市東山荘

名古屋能楽堂

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第244号

環境影響評価方法書に関する告示の一部改正

令和2年名古屋市告示第178号の一部を次のように改正します。

令和2年4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

5(1) エ及びオ、同(2) 中「地域環境対策課、港区役所及び南区役所にあつては」及び「、環境学習センターにあつては3月25日(水)から4月13日(月)まで及び同月20日(月)を、南生涯学習センターにあつては3月25日(水)から4月12日(日)までを」並びに同(3) 中「ア 地域環境対策課、港区役所及び南区役所」、イ及びウを削る。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第245号

公聴会の中止について

令和2年名古屋市告示第132号による名古屋市南陽工場設備更新事業に係る公聴会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、開催を中止します。

令和2年4月16日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第32号

健康福祉局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月13日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（特定感染症等対策） <u>(2)</u> (1) 局長の指定する <u>感染症対策</u> に関すること。 （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 健康福祉局 （略） 健康部 （略） 感染症対策室 感染症係 （略） 主査（特定感染症等対策） <u>(3)</u> (1) 局長の指定する <u>特定感染症等の対策</u> に関すること。 （略）

附 則

この達は、令和2年4月14日から施行する。

名古屋市達第33号

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月13日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査<u>(3)</u> (略) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主査（特定感染症等対策） <u>(2)</u> (1) (略) (略) (略)	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 主査<u>(4)</u> <u>主幹(1)</u> (略) 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健康部 (略) 感染症対策室 感染症係 (略) 主査（特定感染症等対策） <u>(3)</u> (1) (略) (略) <u>主幹（特定感染症等対策）</u> <u>(1) 特定感染症等の対策に関すること。</u> (略)

2 ～ 8 (略)	2 ～ 8 (略)
-----------	-----------

附 則

この達は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 10 号

教育委員会定例会の開催日の変更について

令和 2年名古屋市教育委員会告示第 9号（教育委員会定例会の開催について）で告示した教育委員会定例会の開催日について、令和 2年 4月16日午前10時00分から令和 2年 4月30日午前10時00分に変更いたします。

令和 2年 4月14日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年4月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月15日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和2年5月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港 区	秋 葉 二 丁 目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	大 西 一 丁 目		〃	〃
	大 西 二 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 一 丁 目		〃	〃
	東 茶 屋 二 丁 目		〃	〃
緑 区	徳 重 四 丁 目		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

	鳴 丘 三 丁 目		〃	〃
	鳴 子 町	3 丁 目	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

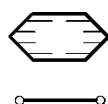
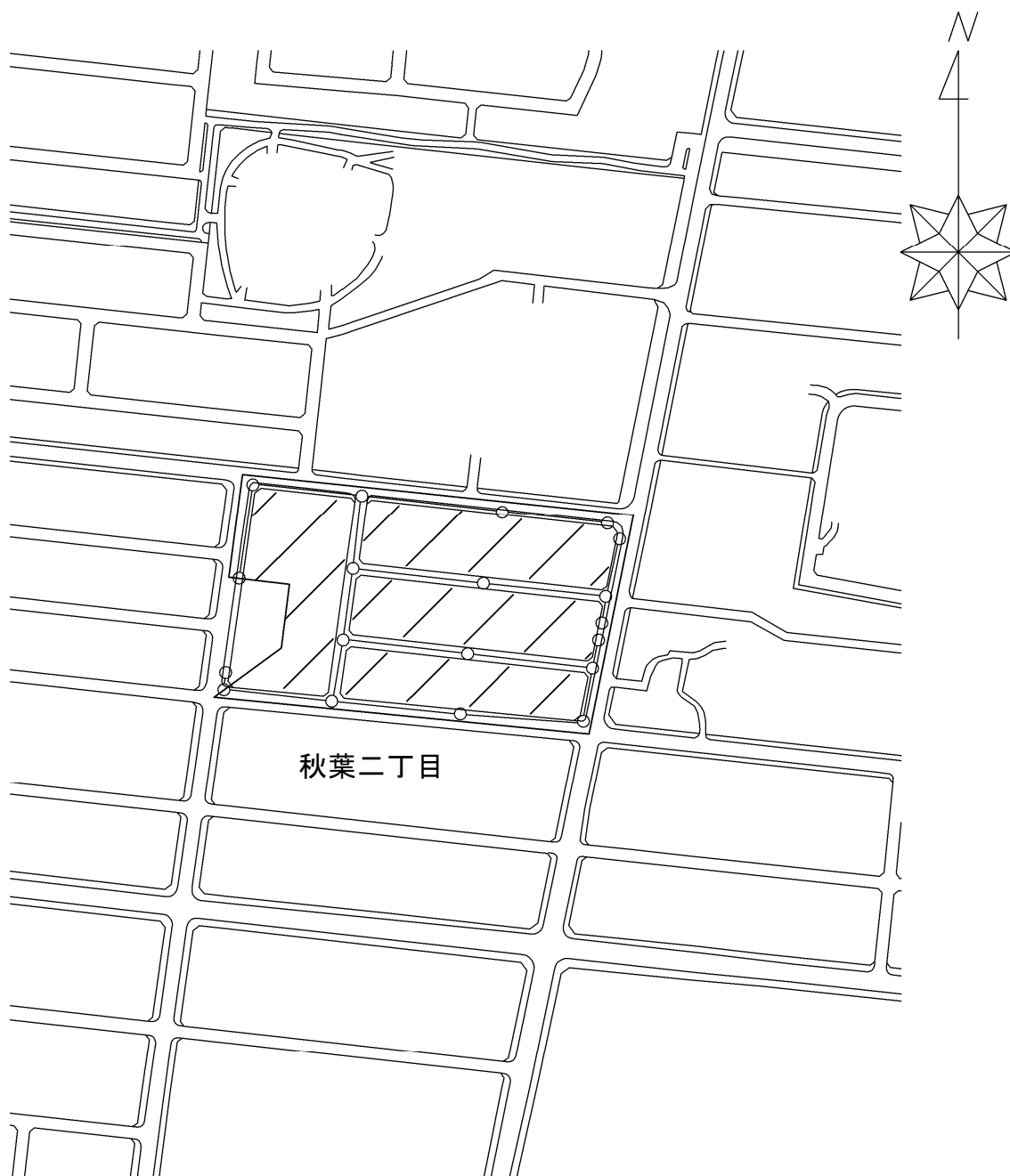
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分 流 式	港区 緑区
-------	-------

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

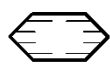
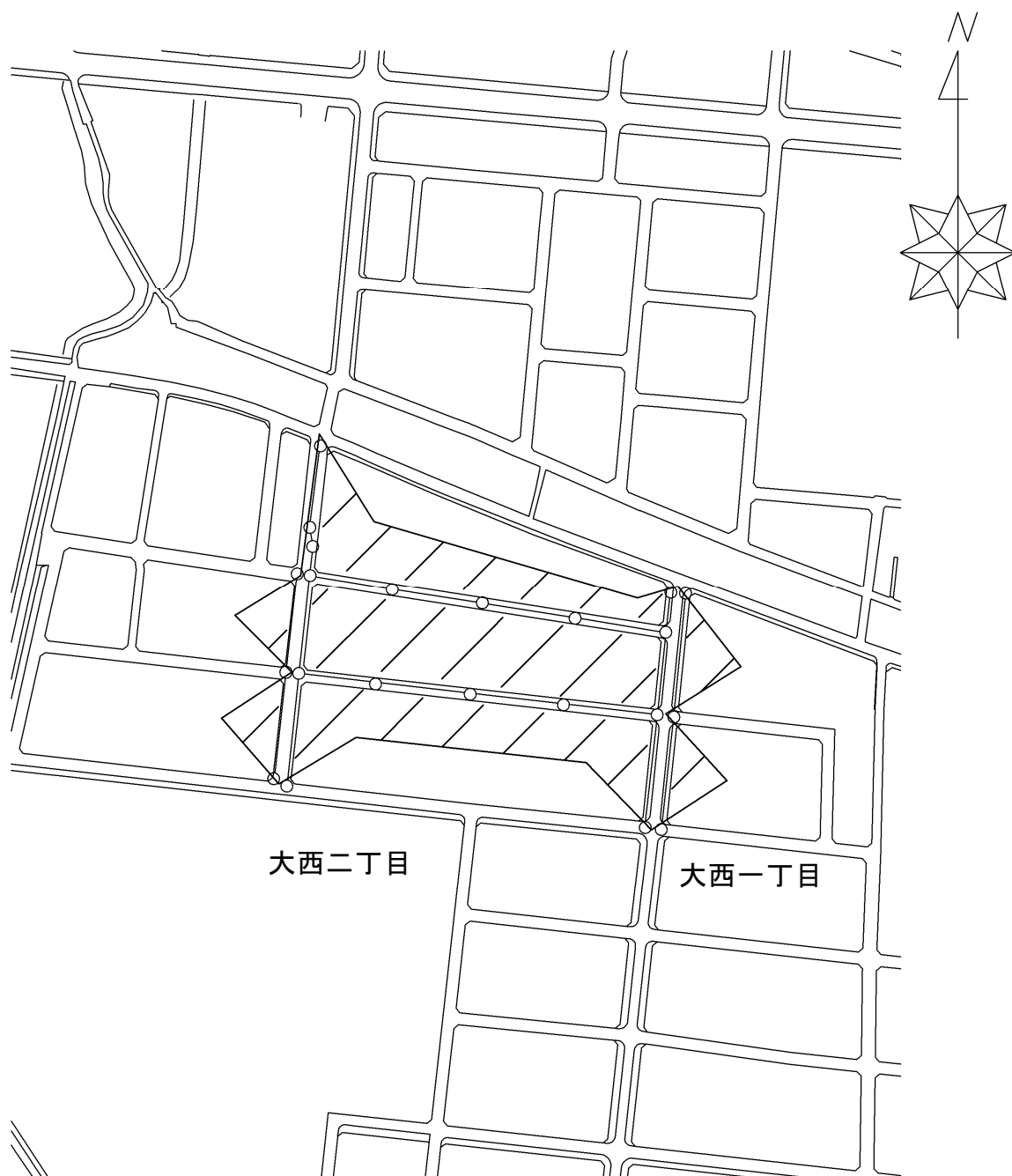


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



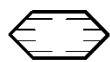
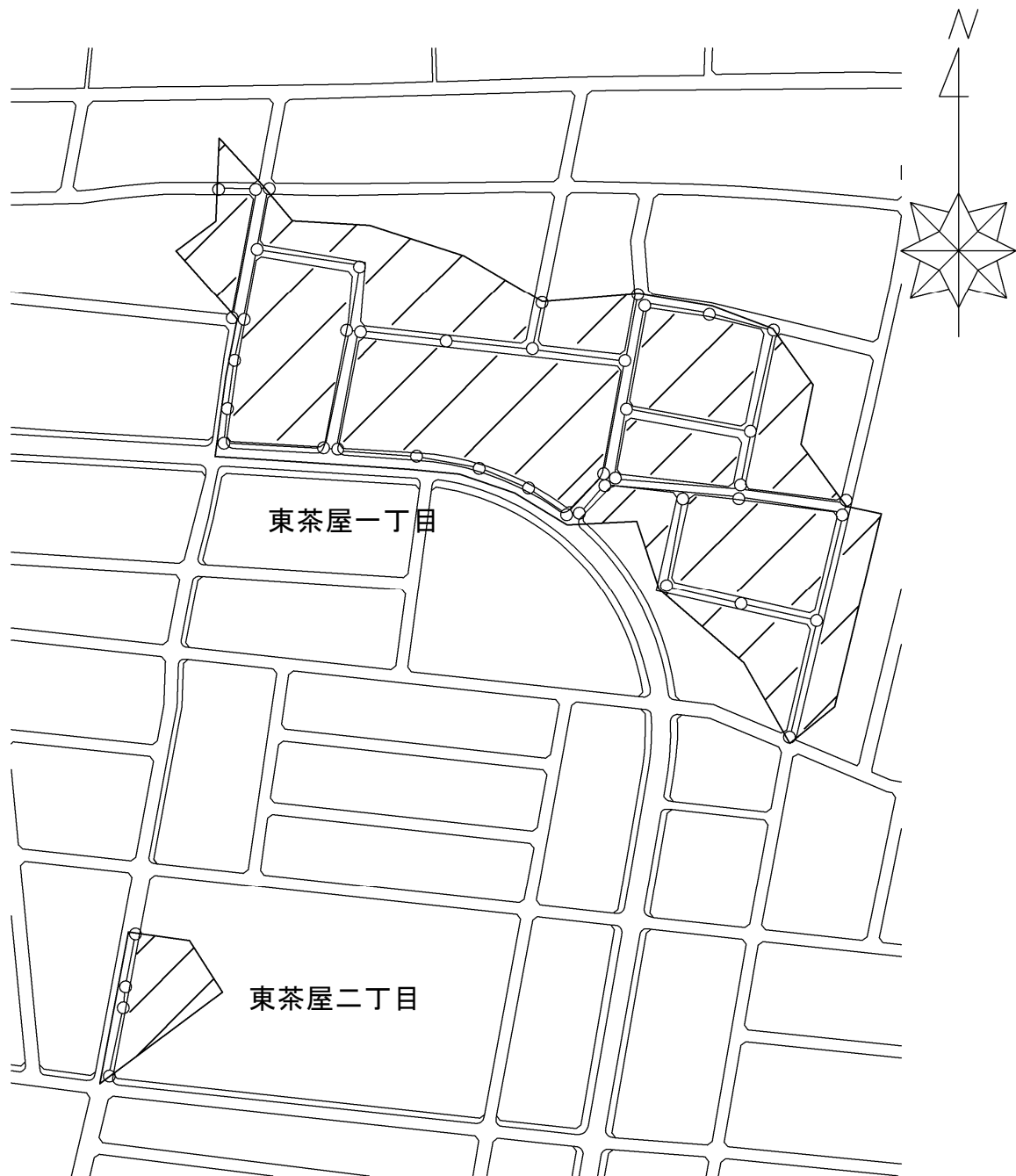
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3



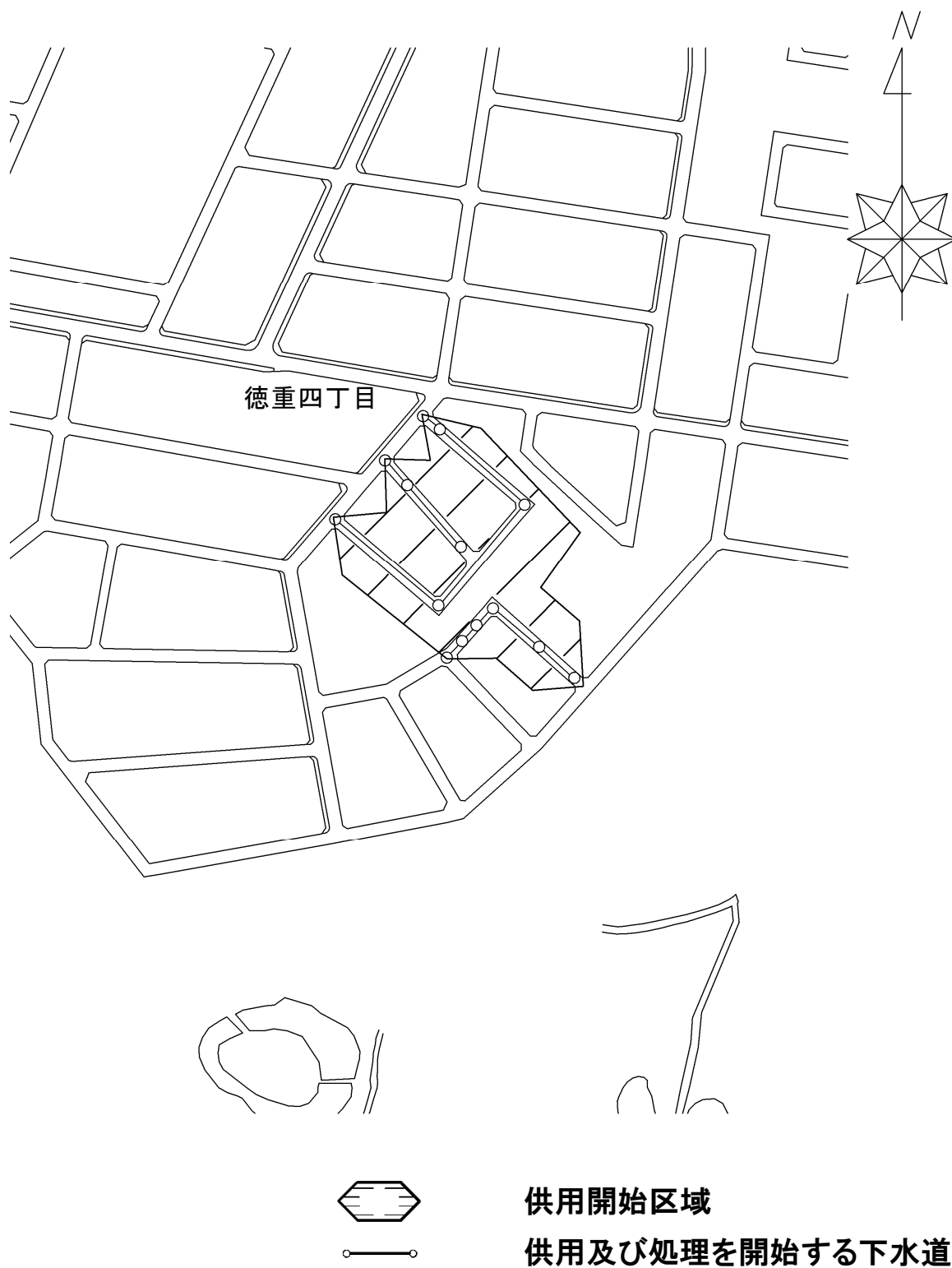
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

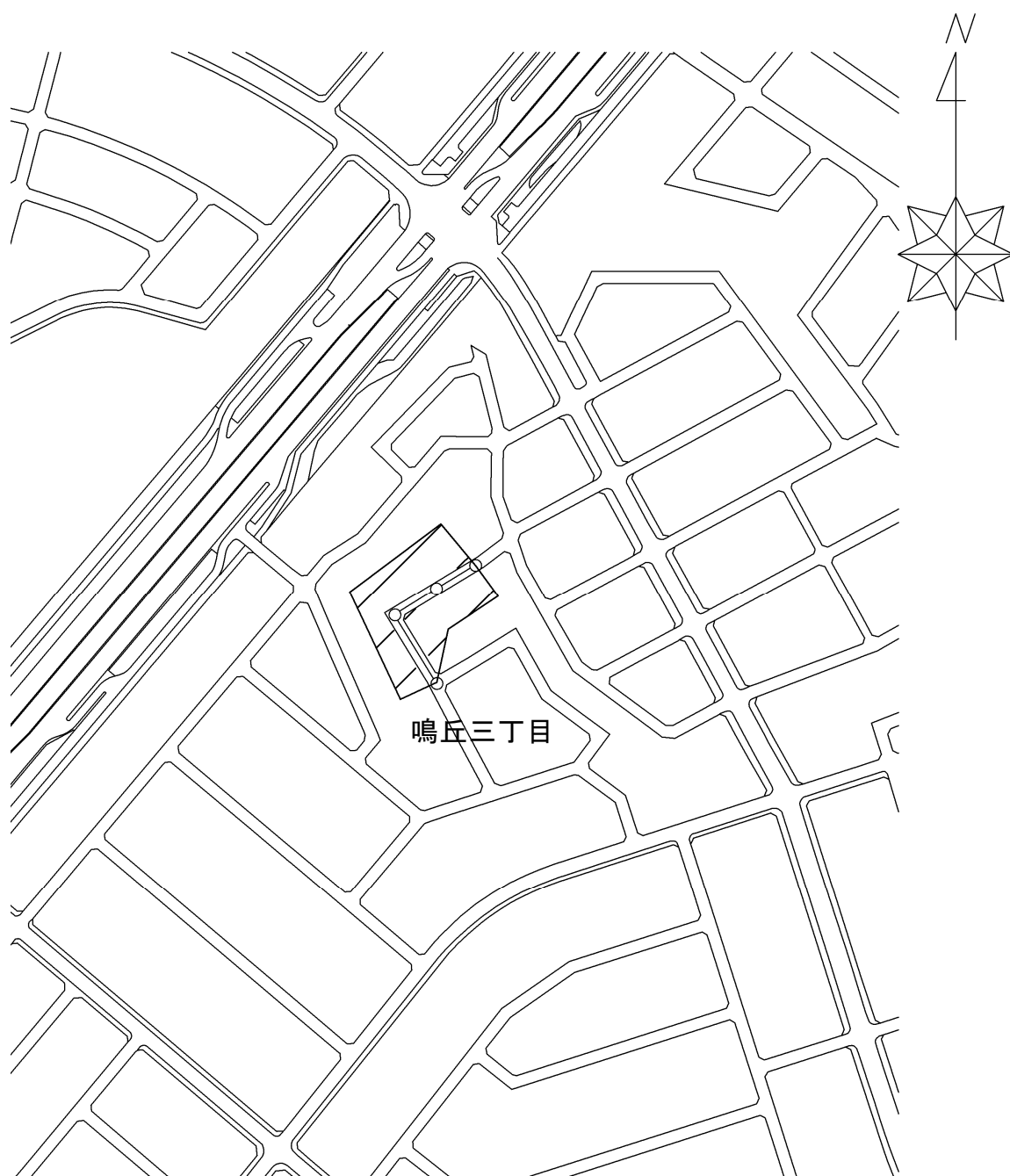
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



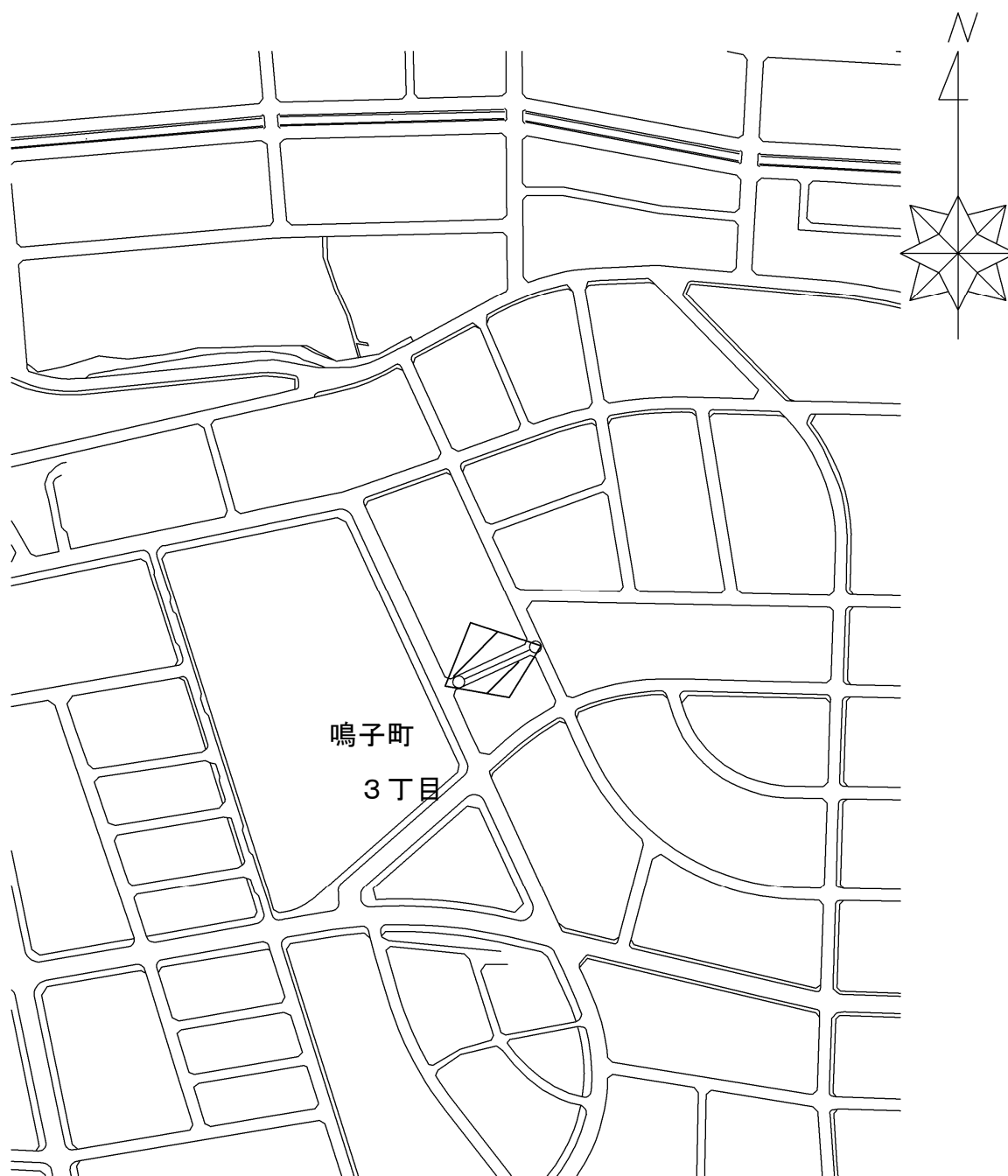
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市病院局次長以下代決規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第 8号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月13日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

別表第 1財務関係の表及び別表第 4中「経理課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和 2年 4月15日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 1号中「放射線科」を「放射線診断科、放射線治療科」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 4月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 4月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第22号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第23号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第24号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第25号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第26号議案 令和 2年度事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 4月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ白土フランチ館

名古屋市緑区白土 803番 ほか24筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
6,380平方メートル	3,989平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物A棟東側平面駐車場①	60台	変更なし
建物A棟南側平面駐車場②	146台	142台
建物B棟南側平面駐車場③	178台	—
建物B棟東側平面駐車場④	26台	—
計	410台	202台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積	
	変更前	変更後
建物A棟西側荷さばき施設①	188㎡	変更なし
建物A棟東側荷さばき施設②	94㎡	変更なし

建物B棟東側荷さばき施設③	81m ²	—
計	363m ²	282m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	
	変更前	変更後
建物A棟西側廃棄物保管施設①	27.3m ³	変更なし
建物A棟西側再利用対象物保管施設②	23.7m ³	変更なし
建物A棟東側再利用対象物保管施設③	13.8m ³	変更なし
建物A棟東側再利用対象物保管施設④	9.7m ³	変更なし
建物B棟東側再利用対象物保管施設⑤	2.7m ³	—
建物B棟東側廃棄物保管施設⑥	2.7m ³	—
建物B棟東側再利用対象物保管施設⑦	2.7m ³	—
計	82.6m ³	74.5m ³

廃棄物等保管施設の位置については、縦覧によります。

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)ヤマナカ	午前 9時30分 (年間 100日 は午前 9時00 分)	変更なし	午後11時00分 (年間 150日 は午後11時30 分)	変更なし
上新電機(株)			午後 9時00分	
(株)55ステーション		—	—	—
(株)サンリョー	午前10時00分	—	午後 8時00分	—

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物A棟東側平面 駐車場①	午前 9時00分 (年間 100日 は午前 8時30分) ~ 午後10 時00分	変更なし
建物A棟南側平面 駐車場②	午前 9時00分 (年間 100日 は午前 8時30分) ~ 午後11 時30分 (年間 150日は午後 12時00分)	変更なし
建物B棟南側平面 駐車場③	午前 9時00分 (年間 100日 は午前 8時30分) ~ 午後10 時00分	—
建物B棟東側平面 駐車場④		

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	3箇所	2箇所
出口	3箇所	2箇所
出入口	6箇所	2箇所
計	12箇所	6箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物A棟西側荷さばき施設①	午前 6時00分から 午後 9時00分まで	変更なし
建物A棟東側荷さばき施設②	午前 9時00分から 午後 8時00分まで	変更なし
建物B棟東側荷さばき施設③	午前 8時00分から 午後 8時00分まで	—

3 変更の日

(1) 2(1)、(3)、(4)、(5) 及び(8) については、令和元年 7月 1日

(2) 2(2)、(6) 及び(7) については、令和 2年11月25日

4 変更しようとする理由

小売業者の退店に伴う建物B棟の解体及び建物A棟の店舗面積に応じた駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 2年 3月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー及び天白区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 4月17日から同年 8月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 8月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

正

誤

令和 2年 4月 8日付名古屋市公報第48号中の訂正について

74ページの次に、次の様式を74ページの 2及び74ページの 3として追加します。

なお、名古屋市公報第48号は、本日訂正しました。

第 1 号様式

市場施設使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

(法人等の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市中心卸売市場業務条例第 6 条第 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

市 場 名	
取扱品目	

使用目的	市場施設の名称	位 置	面 積	使用期間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第2号様式

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生 上記の者は、名古屋市中央卸売市場業務条例（令和2年名古屋市条例第47号）第26条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。 年 月 日 名古屋市長 印

(裏)

名古屋市中心卸売市場業務条例（抜すい）
（報告及び検査） 第26条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、取引参加者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 （略）

備考1 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。